

2.若年者納付猶予制度

対象

20歳～30歳未満の人

所得 『本人・配偶者』

のそれぞれの平成19年中の所得が一定以下の場合(下表を参照)

免除期間

平成20年7月～平成21年6月

*制度適用期間は、老齢基礎年金の金額には含まれませんが、老齢・障害・遺族年金を請求する場合の受給資格期間に含まれます。

【免除の対象となる所得(収入)の目安】

世帯構成	若年者納付猶予
単身世帯	57万円 (122万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)
4人世帯 (夫婦・16歳未満の子)	162万円 (257万円)

毎年7月に申請

1.学生納付特例制度

対象

大学・短大・専門学校

校・各種学校などに在

学している20歳以上の学生

所得 『学生本人』の平成19年中の所得が118万円以下(収入が194万円以下)

免除期間

平成20年4月～平成21年3月

*制度適用期間は、老齢基礎年金の金額には含まれませんが、老齢・障害・遺族年金を請求する場合の受給資格期間に含まれます。

退職した人の免除の特例

所得が免除等の承認基準を上回っている人も、退職などの理由により免除等の承認を受けられる場合があります。右記の持ち物の他に、雇用保険受給資格証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険被保険者離職票など(コピー可)を持参してください。

*各免除期間は、老齢・障害・遺族年金を請求する場合の受給資格期間に含まれます。各免除制度を受けた期間の老齢基礎年金の計算は、表2をご覧ください。

表1【免除の対象となる所得(収入)の目安】

世帯構成	免除段階	全額免除 (納付なし)	4分の3免除 (4分の1納付)	半額免除 (半額納付)	4分の1免除 (4分の3納付)
単身世帯		57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)
2人世帯 (夫婦のみ)		92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
4人世帯 (夫婦・16歳未満の子)		162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)

表2【納める保険料額と老齢基礎年金の計算】

納める 保険料額	全額納付	全額免除 (納付なし)	4分の3免除 (4分の1納付)	半額免除 (半額納付)	4分の1免除 (4分の3納付)
	14,410円	0円	3,600円	7,210円	10,810円
受け取る 年金額	全額	$\frac{1}{3}$ で計算	$\frac{1}{2}$ で計算	$\frac{2}{3}$ で計算	$\frac{5}{6}$ で計算

ご利用ください
国民年金の保険料免除制度

日本国内に住んでいる二十歳以上六十歳未満のすべての人は、公的年金への加入が義務づけられています。自営業・無職・学生などの人は、国民年金の保険料(月額一万四千四百円(平成二十年度額))を納付しなければなりません。保険料が納められないときは、次の制度を利用してください。



申請方法

持ち物

1. 年金手帳
2. 認め印(本人が署名する場合は不要)
3. 学生証(学生のみ必要・コピー可)

申請先

国保年金課

電話 055 948 2905

蕪山市民サービス課

電話 055 949 6800

大仁市民サービス課

電話 0558 76 8000

問合せ 三島社会保険事務所

電話 055 973 1444

静岡社会保険事務局ホームページ

<http://www.sia.go.jp/shizuoka/>

注意!

国民年金保険料の全額免除申請をしても、所得によっては一部(4分の1～3)しか免除されない場合があります。その場合、残りの保険料を納付しなければ、未納と同じ扱いになってしまうのでご注意ください。

国民健康保険制度の一部が変わります

問合せ 国保年金課
電話 055 948 2905

医療保険分 + 介護分

医療保険分 + 後期高齢者支援分 + 介護分に!

税率は変わりません

国民健康保険は、皆さんに納めていただく保険税と、国の負担金などを財源として運営しています。なかでも保険税は医療費への支払いをするため、もっとも重要な財源です。

平成20年度の保険税からは、従来の医療保険分・介護分に後期高齢者支援分を加えて計算するようになります。これは平成20年4月から、制度改正により後期高齢者医療制度(通称:長寿医療制度)の財源の4割を、国民健康保険をはじめとする各医療保険からの支援金で賄うことになったためです。

平成20年度の税率

平成20年度に皆さんに納めていただく保険税は、下表の税率により計算した額の合計額になります。平成20年度は医療分と支援分に分かれています。賦課限度額も含めて平成19年度の税率と変わりません。

なお、保険税は世帯主に課税しています。世帯主が社会保険加入者や後期高齢者医療制度に移った人でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合には、その世帯主が納税義務者になります。

平成19年度	医療保険分				介護分(40歳～64歳までの人に加算)	
	(基準総所得金額*の)所得割	(固定資産税額の)資産割	(被保険者1人のにつき)均等割	(1世帯につき)平等割	所得割	均等割
	6.1%	36%	23,500円	24,000円	0.95%	10,800円
平成20年度	医療保険分	後期高齢者支援分	医療保険分	後期高齢者支援分	医療保険分	後期高齢者支援分
	4.6%	1.5%	26%	10%	17,500円	6,000円
					18,000円	6,000円
					0.95%	10,800円

*基準総所得金額とは、賦課期日の属する年の前年の所得金額から330,000円を控除した金額

平成20年10月から

保険税の納付方法に年金からの天引き(特別徴収)が加わります

納付書による現金納付や口座振替による納付方法(普通徴収)に加え、平成20年10月から、右のすべての条件に当てはまる世帯に対して、世帯主の年金から保険税を天引きする特別徴収を開始します。

また、特別徴収になった世帯に年度の途中で世帯員数が増加した場合の保険税は、特別徴収分はそのままに、増額分を普通徴収によって納付していただく場合があります。

【特別徴収を開始する世帯】

1. 世帯主を含む世帯内の国民健康保険加入者全員が、65歳～74歳である
2. 世帯主が年額18万円以上の公的年金を受給している
3. 世帯主の国民健康保険税額と介護保険料の合計額が、年金の受給金額の2分の1を超えない

ご確認ください!

7月中旬に納税通知書を郵送します



平成20年度保険税の年税額が確定した納税通知書は、世帯主あてに7月中旬に郵送予定です。なお、特別徴収対象世帯の世帯主あてには、年度の途中で徴収方法が切り替わるために、9月までの普通徴収分の納税通知書と、10月以降の特別徴収分の納税通知書と2通の納税通知書を郵送します。